

○香南香美老人ホーム組合職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

〔 令和 5 年 8 月 15 日 〕  
規 則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、香南香美老人ホーム組合職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請)

第2条 高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（様式第1号）により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 組合長は、高齢者部分休業の承認について必要な事項を確認する必要があると認めるときは、当該申請を申請した職員に対して、必要な書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の取消し等)

第3条 条例第5条に規定する同意は、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（様式第2号）により行うものとする。

(休業時間の延長)

第4条 条例第6条に規定する休業時間の延長は、高齢者部分休業時間の延長申請書（様式第3号）により休業期間の延長を始めようとする日の1月前までに申請を行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(高齢者部分休業の承認等の通知)

第5条 組合長は、前3条に係る決定をするときは、それぞれ次に定める通知書により通知するものとする。

(1) 高齢者部分休業の承認又は不承認の決定 高齢者部分休業（承認・不承認）通知書（様式第4号）

(2) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の決定 高齢者部分休業（承認の取消し・休業時間の短縮）通知書（様式第5号）

(3) 高齢者部分休業の休業時間延長の承認又は不承認の決定 高齢者部分休業時間延長（承認・不承認）通知書（様式第6号）

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による高齢者部分休業の承認の申請は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

高齢者部分休業承認申請書

年 月 日				
(組合長)				
.....様				
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
(申請者)				
所 属.....				
職 名.....				
氏 名.....				
申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
休業時間	毎 日	時 分 ~ 時 分	水	時 分 ~ 時 分
	月	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分
	火	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分
	休業時間の合計 時間 分			
申請理由				
備 考				

※「申請期間」欄は、55歳に達した日以後のうちの任意の日から定年退職日までの期間とする。

※「申請理由」欄は、部分休業を取得する理由を具体的に記入すること。

様式第2号（第3条関係）

高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書

年 月 日				
（組合長） .....様				
所 属..... 職 名..... 氏 名.....				
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 次のとおり短縮後の休業時間に同意します。				
休業時間 を短縮す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで （当該職員の定年退職日）			
短縮後の 休業時間	毎日	時 分 ～ 時 分	水	時 分 ～ 時 分
	月	時 分 ～ 時 分	木	時 分 ～ 時 分
	火	時 分 ～ 時 分	金	時 分 ～ 時 分
	休業時間の合計 時間 分			
備 考				

※該当する□にはレ印を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

高齢者部分休業時間の延長申請書

年 月 日				
（組合長） .....様				
所 属..... 職 名..... 氏 名.....				
次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申請します。				
休業時間 を延長す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで （当該職員の定年退職日）			
延長後の 休業時間	毎日	時 分 ～ 時 分	水	時 分 ～ 時 分
	月	時 分 ～ 時 分	木	時 分 ～ 時 分
	火	時 分 ～ 時 分	金	時 分 ～ 時 分
	休業時間の合計			
備 考				

※申請する休業時間は、「休業時間の合計」が当初承認された休業時間以上とすること。

様式第4号（第5条関係）

高齢者部分休業（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

香南香美老人ホーム組合  
組合長

高齢者部分休業を承認する。

高齢者部分休業の期間は、

年 月 日から 年 月 日までとする。

休業時間は、次のとおりとする。

毎日	時 分 ~ 時 分	水	時 分 ~ 時 分
月	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分
火	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分
休業時間の合計		時間 分	

高齢者部分休業を不承認とする。

理由：

※該当する□にはレ印を記入すること。

様式第5号（第5条関係）

高齢者部分休業（承認の取消し・休業時間の短縮）通知書

年 月 日

様

香南香美老人ホーム組

合

組合長

- 高齢者部分休業の承認を取り消しますので、年 月 日から正規の勤務時間の勤務に復帰してください。
- 次のとおり休業時間を短縮します。

休業時間を短縮する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
短縮後の休業時間	毎日	時 分 ~ 時 分	水	時 分 ~ 時 分	
	月	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分	
	火	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分	
	休業時間の合計		時間	分	
理由					

※該当する□にはレ印を記入すること。

様式第6号（第5条関係）

高齢者部分休業時間延長（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

香南香美老人ホーム組合  
組合長

高齢者部分休業時間延長を承認する。

休業時間を延長する期間は、

年 月 日から 年 月 日までとする。

延長後の休業時間は、次のとおりとする。

毎日	時 分 ~ 時 分	水	時 分 ~ 時 分
月	時 分 ~ 時 分	木	時 分 ~ 時 分
火	時 分 ~ 時 分	金	時 分 ~ 時 分
休業時間の合計		時間 分	

高齢者部分休業時間延長を不承認とする。

理由：

※該当する□にはレ印を記入すること。

。